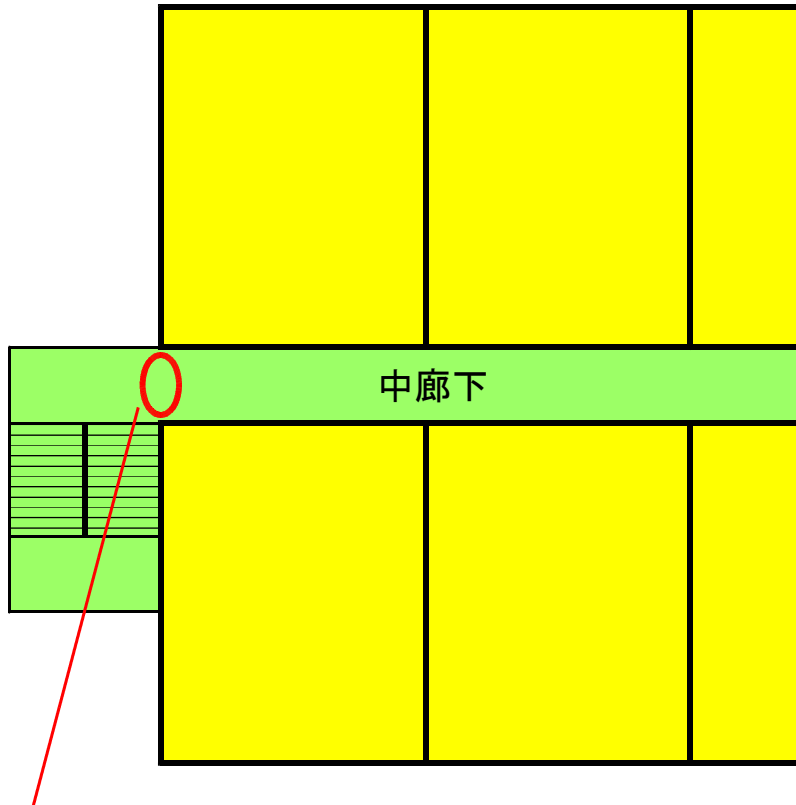


中廊下から通ずる屋外階段・屋外避難階段の防火設備の設置



● 竪穴区画（令第112条第11項）

「直接外気に開放されている廊下」とは開放片廊下を指し、中廊下は該当しない。よって屋外階段と中廊下は**竪穴区画**をする必要がある。

● 屋外避難階段に通ずる出入口（令第123条第2項第二号）

屋内から階段に通ずる出入口には、令第123条第1項第六号の**防火設備**を設ける必要がある。

● 延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部（法第2条第九号の二）

防火設備を設ける必要がある。

※ 「大阪市建築基準法取扱い」 参考